

# 凡 例

1. この一覧表は、「大分県が発注する測量等の契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請の時期（昭和60年大分県告示第235号）に基づき認定した資格を記載したもので、その資格は令和7年4月18日から令和9年3月31日まで有効とする。

ただし、令和9・10年度の資格審査申請書を提出した者については、その結果を通知した日までその者の資格は引き続き有効とする。

2. この一覧表は、資格を認定した業者について概ね50音順に従って記載した。

なお、業種は、測量・建築関係建設コンサルタント業務・土木関係建設コンサルタント業務・地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務の5業種（次の略号のとおり）とし、資格を有する業種を◎で表示している。

- (1) 測量 ……測量
- (2) 建築関係建設コンサルタント業務 ……建築
- (3) 土木関係建設コンサルタント業務 ……土木
- (4) 地質調査業務 ……地質
- (5) 補償関係コンサルタント業務 ……補償

3. 商号又は名称、代表者、所在地、その他記載事項に変更があったときは、県の各発注機関等に適宜通知する。